

労使紛争解決システムとしての不当労働行為制度

— 日本と台湾（改正案を含む）の比較 —

学位論文内容の要旨

本論文の出発点は、変わりつつある社会情勢の中で、使用者の不当労働行為からの権利救済を目指す不当労働行為制度につき、制度を「再考」する視点をどこに置か、さらに当該制度のオルタナティブのアプローチをどう「再構築」するかという問題意識である。

1940年代後半、日本において不当労働行為制度を完成した労働組合法を支える法理は、当時の労働条件は非常に厳しく、生存のために団結せざるを得ない状態が存在したので、労働法の規範原理としての「生存権」、「団結権」は多くの労働者にとって魅力的であった。また戦後初期の労働社会は「力」中心の労使関係観によって全面的に支配されていたため、不当労働行為の規範原理としての団結権の保障・救済が労働法学界において重視されるようになった。しかし、今日では、労働運動が停滞し、組合員数が減り続けている傾向がある。また現在社会では、権利意識の高くなった労働者に様々な紛争解決のリーガル サービスを提供するといった要請も少なくない。

本論文では、労働委員会の紛争解決という機能論に立脚し、不当労働行為制度を一種のADR制度であると考えた。不当労働行為制度とは、基本的には社会的政策としての一つの紛争解決制度と看做すことが出来、さらに労働委員会は、行政型ADRの準司法機関として職権で紛争を「裁く」が、実際には、多くの場合、調整で紛争を解決するといった行政的救済制度と考えられる。そこで、当該制度の研究方法で近年日本法社会学の分野で注目されている裁判外紛争解決理論、或いはADR理論を分析的な視座としつつ、今日の社会の中で不当労働行為制度自身のADR性及び労使紛争解決のADRシステムの中の位置付け等の問題を論じた。

労働委員会は行政機関であるため、不当労働行為救済制度は、救済主体の観点からすれば一種の公法上の行政制度、つまり私人間紛争に対する行政的解決制度である。

こうした行政制度による「救済」手段(労働委員会の命令)は、公法或いは行政法理により「私法関係を形成する行政行為」であると考えられる。本論文では、こうした不当労働行為の「救済制度」の二つの特徴を指摘した。一つは、行政機関としての労働委員会にみられる「公」的性格、もう一つは、労働委員会がもつ、裁判所とは異なる紛争解決手続の「ADR」的性格である。「公」的性格というのは、社会的システムとしての労働委員会は、本来は準=行政的機関であるため、当然一定程度の「公益」或いは「公共性」を持っていることを指す。また、「ADR」的性格というのは、不当労働行為の「救済」手続の実施過程とその解決結果から、「調整的」な手段としての和解手続が行われ、単純な行政処分ではなく、行政高権に後押しされて当事者間の和解手続が行われるといったADR性を有する紛争解決手続であると考えられるためである。

そして、本論文では、ADRの観点から、労働委員会による調整的和解手続を含めた行政的「救済」は、前述のように労使間の対話関係が形成されるのであれば、対立的労使関係を「修復」し、将来的に新しい労使関係を構築する可能性を持つものであると考えた。そのうえで、不当労働行為制度は、労使の対話関係を促進するための(労使関係の)「修復的」紛争解決制度であると看做した。

「行政」と「ADR」という二つの性格は互いに独立して存在するものではない。紛争解決を望む利用者にとっては、その選択の戦略上、当該紛争解決制度における「行政性」と「ADR性」の補完的な関係が重要となるのであり、「第三人的地位」としての労働委員が、権威性のある「行政権」を背後にADR的手段を通じて労使当事者間のコミュニケーションを可能とする土台(ベース)を作り、「対話」を促進するという処理過程を可能にするのである。

ところで、この「対話」は、労使当事者の自律性と解決内容の正当性を共に重視し、当事者にとって「納得」(自律性+正当性)できるよう紛争を解決する方向を推進するものである。同時に、「行政」と「ADR」の性格を持つために、労使自治の促進・強化及び労使当事者の自己学習(或いは労働委員会の教育的役割)という二つの機能が現れる可能性がある。勿論これらの、「労使対話」による機能は、紛争収束後の新しい労使関係を構築することに対して有益になると考えられる。今日のグローバル経済時代にあって、国家が労使に介入する必要性が増加している。そのため、労使・紛争解決政策を志向する行政的機関の重要性も高まっている。また、日本の法文化伝統から見ると、行政型ADRは裁判所と民間的紛争解決機関の間で連結的(リンク)な役割を果たしていることは明確であり、労働分野における行政型ADRの重要性は継続的に増加

している。それと同時に、戦後から長く不当労働行為事件を司る労働委員会が、基本的には前記した「公」的な性格(或いは「位置」)を保持していることからして、従来の労働委員会の機能の再確認と調整、及び他の労使紛争の解決ルートといかに有効に相互に連携するか等は、今後も注目される課題となるであろう。

また本論文では、台湾の不当労働行為における行政的紛争処理の法制、運営の現状および現時点の不当労働行為制度改正の方向とその問題点を指摘した。さらに、不当労働行為に対する紛争解決制度について日本と台湾の比較を行い、ADR理論により不当労働行為の行政的な紛争解決に対し、日本が抱えている問題点の分析を行い、この分析によって、将来の台湾の不当労働行為制度における労働改革に対する方向と課題とが明らかとなった。

第二次大戦後、冷戦体制の中の開発国家(developmental state)としての台湾は、1980年代までに内国の経済的「開発」を目指して政府が権威主義的に介入する国家であったといえる。こうした開発国家の性格により、当時の与党政府(国民党政府)は、労働組合や労使紛争のほかに、個別的な労働関係にも積極的に全面に介入して、2000年5月以後、台湾の大統領選挙に勝った民進党政府は、台湾の所謂労働三法(労働組合法、団体協約法、労働関係調整法)の積極的な改正を推進していった。そのうち、最も注目されているのは不当労働行為制度の再構築であるといえる。

日本の不当労働行為制度に関する法理論、実務の経験を、比較法的手法を用いて研究した結果、紛争解決学或いはADR理論というアプローチが、現在の日本と、将来を目指す台湾との不当労働制度を支えることが明らかになった。そして、日台両国における不当労働行為制度においては、将来このように発展する傾向に着目すれば、日本における労働法上の不当労働行為制度に関する法理論、とりわけ法社会学分野での紛争解決学及びADRに関する論説は、台湾の新不当労働行為制度の立法及びその後の運用に多くの示唆を与えることであろう。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 道 幸 哲 也

副 査 教 授 鈴 木 賢

副 査 教 授 町 村 泰 貴

学 位 論 文 題 名

労使紛争解決システムとしての不当労働行為制度

— 日本と台湾（改正案を含む）の比較 —

不当労働行為制度は、集团的労使関係形成のために最も基本的な手段であり、不当労働行為救済の判断を通じて、集团的労使関係において労使が遵守すべき一般的・基本的なルールを形成するという機能を果たすものである。日本の不当労働行為制度の特徴として、使用者の不当労働行為だけが規制されていること、行政委員会たる労働委員会と裁判所がともに不当労働行為の救済機関となっていること、労働委員会において7-8割の事案が和解によって処理されていること等があげられる。最近では、組合活動の退潮にともない労働委員会への申立件数が減少し、労働委員会の救済命令の取消件数が増加していることからシステム全体の見直し（たとえば、2004年の労働組合法改正）もなされている。

本論文は、労働委員会の紛争解決という機能に着目し、不当労働行為制度を一種のADR制度であるととらえる。行政庁の準司法機関として職権で紛争を「判定する」側面と、実際に調整で紛争を解決する側面の双方に留意し、法社会学の分野で注目されている裁判外紛争解決理論、或いはADR理論を基盤として、労働委員会におけるADR的性格を労使紛争解決の観点から多面的に論じたものである。

具体的には、不当労働行為の「救済制度」としての特徴を、行政委員会としての労働委員会にみられる「公」的性格と裁判所とは異なる紛争解決手続の「ADR」的性格ととらえた。そして、労働委員会は、行政的機関であるため、当然一定程度の「公益」或いは「公共性」を持っており、救済権能との関連においてもその側面があることを指摘し、「ADR」的性格として、不当労働行為の「救済」手続の実施過程とその解決結果から、「調整的」な手段としての「和解手続」が採用されていることと把握した。

それをふまえてADR性の観点から、労働委員会による調整的和解手続を含めた行政的「救済」は、労使間の対話関係自体が形成されることと、対立的労使関係を「修復」し、将来的に新しい労使関係を構築する目的を持つものであると考えている。同時に、行政機関としての公益性からの和解内容等のチェックの必要性を立論している。つまり、全体としては、「第三人的地位」としての労働委員会が、権威性のある「行政権」を背後にADR的手段を通じて労使当事者間のコミュニケーションを可能とする土台（ベース）を作り、

「対話」を促進するというプロセスを実現するという構造をと把握している。

さらに、以上の問題関心から、台湾における不当労働行為制度の成立過程を以下のように検討している。第二次大戦後、冷戦体制下の開発国家 (developmental state) としての台湾は、1980年代までに内国の経済的「開発」を目指して政府が権威主義的に介入する国家であったが、2000年5月以後、台湾の大統領選挙に勝った民進党政府は、台湾の所謂労働三法（労働組合法、団体協約法、労働関係調整法）の積極的な改正を推進していった。そのうち、最も注目されているのは不当労働行為制度の再構築であるとして立法化をめぐる具体的動き（特に、2007年改正法案にみられる、行政救済と司法救済の連動の仕組み）を紹介し、紛争解決システムの特質と将来展望を論じている。

なお、全体の構成としては、1章では、紛争解決の視点から不当労働行為制度を研究するという問題視角を、2章では、紛争・法的解決・ADRの概念を論じている。3、4章では、労使紛争解決システムの立場から不当労働行為の行政的「救済」の特質を詳細に考察し、ここが論文の中心となっている。5、6章では、台湾における不当労働行為制度の立法・形成過程をADRに着目して検討している。終章では、不当労働行為制度の行政的ADRの観点からの再構築を試みている。

評価

わが国において労働委員会制度の運営につき多くの問題があり、2004年改正が労働委員会手続のあり方につき一定の職権主義の導入、労働委員会手続上の和解のあり方の整備、審査の促進、中労委と地方の労働委員会との役割分担が図られた。同時に司法救済につき紛争が増加するとともに団結権の法的構造が正面から争われる事案もみられるようになった。

本論文は、労働委員会の公益性とADR性の両面の調整から労働委員会制度のあり方を法社会学の知見をふまえて論じたものであり、労働委員会や不当労働行為制度の位置づけを新たな角度からとらえ、特に、「行政」「救済」の意義を、ADR論の観点から明らかにしたことが評価される。特に法社会学の知見にもとづいて広い視点からの論議がなされている点が注目される。

同時に、救済機能だけではなく、労働委員会による事件処理の教育的側面や労使関係の修復的機能をも論じており、その意味でも注目すべき内容となっている。さらに、不当労働行為制度についての台湾法の立法動向にみられるアイデア（たとえば、行政救済の私法的な実施システム）はわが国労働委員会の運営について示唆的な内容になっている。全体として、混沌としているわが国の不当労働行為制度論につき一石を投げようとする熱意は感じられた。

他方、次のような問題点もあり、今後より深めた検討が必要と思われる。

その一は、労働委員会のADR性が不当労働行為事件の処理の特徴とどのように関連しているかの論述につき深みに欠ける。たとえば、不当労働行為の実体的法理がどうなっているか、また労働組合相互間ならびに組合内部問題紛争についての紛争処理システムの必要性、等についてはほとんど正面から論じられていない。また、労働委員会の具体的な手続との関連におけるADR性についても論述がやや平板である。

その二は、日本の学説の紹介が必ずしも正確でない部分がある。それぞれの学説は、特定の時代状況において、特定の問題関心から記述されているにもかかわらず、その点への

配慮に欠ける点がみられる。

以上のような問題もあるが、今後の研鑽によってより精緻な研究が完成されるものとして、審査委員全員一致で学位論文に値するものと判断した。